

# 上田市地域防災計画【風水害対策編】

## 主な修正点に係る修正

### 新旧対照表

令和7年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
4	第1章 総則 第2節 防災の基本方針 (2)迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。 (キ) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、 <u>福祉的な支援</u> 、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等 (ク) 新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験も</u> 踏まえた災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制など <u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</u>	第1章 総則 第2節 防災の基本方針 (2)迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。 (キ) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、 <u>仮設トイレの設置</u> 、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等 (ク) 新型コロナウイルス感染症の <u>発生を</u> 踏まえた災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制など <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進	県の地域防災計画に合わせて修正								
8	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="241 587 1061 874"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td> <u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</u>  <u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること</u>  <u>(3) 防災知識の普及に関すること</u>  <u>(4) 災害防止のための統計調査に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区气象台 (長野地方气象台)	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること</u> <u>(3) 防災知識の普及に関すること</u> <u>(4) 災害防止のための統計調査に関すること</u>	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="1093 587 1912 874"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td>           (新設)  <u>(1) 気象</u><u>警報等の発表及び伝達に関すること</u>  <u>(2) 防災知識の普及に関すること</u>  <u>(3) 災害防止のための統計調査に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区气象台 (長野地方气象台)	(新設) <u>(1) 気象</u> <u>警報等の発表及び伝達に関すること</u> <u>(2) 防災知識の普及に関すること</u> <u>(3) 災害防止のための統計調査に関すること</u>	業務内容の具体化
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
東京管区气象台 (長野地方气象台)	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</u> <u>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること</u> <u>(3) 防災知識の普及に関すること</u> <u>(4) 災害防止のための統計調査に関すること</u>										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(新設) <u>(1) 気象</u> <u>警報等の発表及び伝達に関すること</u> <u>(2) 防災知識の普及に関すること</u> <u>(3) 災害防止のための統計調査に関すること</u>										
10	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 7 指定地方公共機関 <table border="1" data-bbox="241 970 1061 1129"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>           (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン)  <u>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること</u>	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 7 指定地方公共機関 <table border="1" data-bbox="1093 970 1912 1129"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>           (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン)  <u>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること</u>	文言の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること</u>										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること</u>										

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	<p>第4節 防災面からみた上田市の概要</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>2 産業</p> <p>平成7年から令和2年の国勢調査によると、産業別の就業者数割合は、第一次産業が9.1%（平成7年）から4.6%（令和2年）、第二次産業が同じく40.4%から33.4%、第三次産業が同じく50.4%から62.1%へと増減を見せている。</p> <p>上田市の第一次産業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。</p> <p>第二次産業は、蚕糸業で培われた技術的基盤が機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済の中心となっている。上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。製造品出荷額は、5,254億円（令和元年）と長野県全体の8.5%を占めており、県内屈指の工業地域となっている。</p> <p>産業大分類別15歳以上就業者数の推移</p> <p>各年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成12年</th> <th colspan="2">平成17年</th> <th colspan="2">平成22年</th> <th colspan="2">平成27年</th> <th colspan="2">令和2年</th> </tr> <tr> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">上田地域</td> <td>総数</td> <td>65,166</td> <td>100.0</td> <td>61,741</td> <td>100.0</td> <td>65,645</td> <td>100.0</td> <td>57,737</td> <td>100.0</td> <td>59,763</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>4,091</td> <td>6.3</td> <td>4,004</td> <td>6.5</td> <td>4,950</td> <td>7.5</td> <td>2,889</td> <td>5.0</td> <td>2,469</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>25,840</td> <td>39.7</td> <td>22,655</td> <td>36.7</td> <td>26,287</td> <td>40.0</td> <td>19,254</td> <td>33.3</td> <td>19,572</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>35,002</td> <td>53.7</td> <td>34,879</td> <td>56.5</td> <td>34,323</td> <td>52.3</td> <td>34,705</td> <td>60.1</td> <td>35,523</td> <td>59.4</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>233</td> <td>0.4</td> <td>203</td> <td>0.3</td> <td>85</td> <td>0.1</td> <td>889</td> <td>1.5</td> <td>2,199</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">丸子地域</td> <td>総数</td> <td>13,102</td> <td>100.0</td> <td>12,348</td> <td>100.0</td> <td>13,684</td> <td>100.0</td> <td>11,998</td> <td>100.0</td> <td>10,902</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>1,008</td> <td>7.7</td> <td>1,127</td> <td>9.1</td> <td>1,275</td> <td>9.3</td> <td>713</td> <td>6.4</td> <td>617</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>5,800</td> <td>44.3</td> <td>4,637</td> <td>37.6</td> <td>6,008</td> <td>44.3</td> <td>3,975</td> <td>35.8</td> <td>3,787</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>6,294</td> <td>48.0</td> <td>6,448</td> <td>52.2</td> <td>6,337</td> <td>46.3</td> <td>6,308</td> <td>56.8</td> <td>6,122</td> <td>56.2</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>7</td> <td>0.1</td> <td>136</td> <td>1.1</td> <td>4</td> <td>0.0</td> <td>102</td> <td>0.9</td> <td>376</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">真田地域</td> <td>総数</td> <td>5,973</td> <td>100.0</td> <td>5,952</td> <td>100.0</td> <td>6,112</td> <td>100.0</td> <td>5,336</td> <td>100.0</td> <td>5,221</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>1,022</td> <td>17.1</td> <td>1,057</td> <td>17.8</td> <td>1,326</td> <td>21.7</td> <td>832</td> <td>15.6</td> <td>658</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,018</td> <td>33.8</td> <td>1,789</td> <td>30.1</td> <td>2,072</td> <td>33.9</td> <td>1,545</td> <td>29.0</td> <td>1,485</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>2,933</td> <td>49.1</td> <td>3,085</td> <td>51.8</td> <td>2,711</td> <td>44.4</td> <td>2,922</td> <td>54.8</td> <td>2,817</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>5</td> <td>0.1</td> <td>21</td> <td>0.4</td> <td>3</td> <td>0.0</td> <td>37</td> <td>0.7</td> <td>261</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">武石地域</td> <td>総数</td> <td>2,225</td> <td>100.0</td> <td>2,258</td> <td>100.0</td> <td>2,399</td> <td>100.0</td> <td>1,855</td> <td>100.0</td> <td>1,843</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>349</td> <td>15.7</td> <td>391</td> <td>17.3</td> <td>461</td> <td>19.2</td> <td>243</td> <td>13.1</td> <td>220</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>953</td> <td>42.8</td> <td>797</td> <td>35.3</td> <td>1,048</td> <td>43.7</td> <td>647</td> <td>34.9</td> <td>599</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>923</td> <td>41.5</td> <td>1,048</td> <td>46.4</td> <td>889</td> <td>37.1</td> <td>958</td> <td>51.6</td> <td>917</td> <td>49.8</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>22</td> <td>1.0</td> <td>1</td> <td>0.0</td> <td>7</td> <td>0.4</td> <td>107</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">合計</td> <td>総数</td> <td>86,466</td> <td>100.0</td> <td>82,299</td> <td>100.0</td> <td>87,840</td> <td>100.0</td> <td>76,206</td> <td>100.0</td> <td>77,729</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>6,470</td> <td>7.5</td> <td>6,579</td> <td>8.0</td> <td>8,012</td> <td>9.1</td> <td>4,677</td> <td>6.2</td> <td>3,964</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>34,611</td> <td>40.0</td> <td>29,878</td> <td>36.3</td> <td>35,475</td> <td>40.4</td> <td>25,421</td> <td>33.4</td> <td>25,443</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>45,152</td> <td>52.2</td> <td>45,460</td> <td>55.2</td> <td>44,260</td> <td>50.4</td> <td>44,893</td> <td>59.0</td> <td>45,379</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>245</td> <td>0.3</td> <td>382</td> <td>0.5</td> <td>93</td> <td>0.1</td> <td>1,035</td> <td>1.4</td> <td>2,943</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査</p> <p>第三次産業は、東信地域の中核的な商都を形成しており、年間商品販売額は4,585億円（平成28年）となっている。</p> <p>観光地としては、真田地域では、菅平高原や角間温泉、真田氏ゆかりの地に年間約108万人が、上田地域では、信濃国分寺、塩田平、別所温泉、上田城等に年間約215万人が訪れている。また、丸子地域では、丸子温泉や信州国際音楽村等に年間約34.6万人、武石地域では、美ヶ原高原等に年間約47.3万人が訪れている。（令和5年 長野県観光地利用者統計）</p>	地域	区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		実数(人)	割合(%)	上田地域	総数	65,166	100.0	61,741	100.0	65,645	100.0	57,737	100.0	59,763	100.0	第1次産業	4,091	6.3	4,004	6.5	4,950	7.5	2,889	5.0	2,469	4.1	第2次産業	25,840	39.7	22,655	36.7	26,287	40.0	19,254	33.3	19,572	32.7	第3次産業	35,002	53.7	34,879	56.5	34,323	52.3	34,705	60.1	35,523	59.4	分類不能	233	0.4	203	0.3	85	0.1	889	1.5	2,199	3.7	丸子地域	総数	13,102	100.0	12,348	100.0	13,684	100.0	11,998	100.0	10,902	100.0	第1次産業	1,008	7.7	1,127	9.1	1,275	9.3	713	6.4	617	5.7	第2次産業	5,800	44.3	4,637	37.6	6,008	44.3	3,975	35.8	3,787	34.7	第3次産業	6,294	48.0	6,448	52.2	6,337	46.3	6,308	56.8	6,122	56.2	分類不能	7	0.1	136	1.1	4	0.0	102	0.9	376	3.4	真田地域	総数	5,973	100.0	5,952	100.0	6,112	100.0	5,336	100.0	5,221	100.0	第1次産業	1,022	17.1	1,057	17.8	1,326	21.7	832	15.6	658	12.6	第2次産業	2,018	33.8	1,789	30.1	2,072	33.9	1,545	29.0	1,485	28.4	第3次産業	2,933	49.1	3,085	51.8	2,711	44.4	2,922	54.8	2,817	54.0	分類不能	5	0.1	21	0.4	3	0.0	37	0.7	261	5.0	武石地域	総数	2,225	100.0	2,258	100.0	2,399	100.0	1,855	100.0	1,843	100.0	第1次産業	349	15.7	391	17.3	461	19.2	243	13.1	220	11.9	第2次産業	953	42.8	797	35.3	1,048	43.7	647	34.9	599	32.5	第3次産業	923	41.5	1,048	46.4	889	37.1	958	51.6	917	49.8	分類不能	0	0.0	22	1.0	1	0.0	7	0.4	107	5.8	合計	総数	86,466	100.0	82,299	100.0	87,840	100.0	76,206	100.0	77,729	100.0	第1次産業	6,470	7.5	6,579	8.0	8,012	9.1	4,677	6.2	3,964	5.1	第2次産業	34,611	40.0	29,878	36.3	35,475	40.4	25,421	33.4	25,443	32.7	第3次産業	45,152	52.2	45,460	55.2	44,260	50.4	44,893	59.0	45,379	58.4	分類不能	245	0.3	382	0.5	93	0.1	1,035	1.4	2,943	3.8	<p>第4節 防災面からみた上田市の概要</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>2 産業</p> <p>平成7年から平成27年の国勢調査によると、産業別の就業者数割合は、第一次産業が9.1%（平成7年）から5.1%（平成27年）、第二次産業が同じく40.4%から32.7%、第三次産業が同じく50.4%から58.4%へと増減を見せている。</p> <p>上田市の第一次産業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。</p> <p>第二次産業は、蚕糸業で培われた技術的基盤が機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済の中心となっている。上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。製造品出荷額は、5,266億円（平成29年）と長野県全体の8.5%を占めており、県内屈指の工業地域となっている。</p> <p>産業大分類別15歳以上就業者数の推移</p> <p>各年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成7年</th> <th colspan="2">平成12年</th> <th colspan="2">平成17年</th> <th colspan="2">平成22年</th> <th colspan="2">平成27年</th> </tr> <tr> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> <th>実数(人)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">上田地域</td> <td>総数</td> <td>65,645</td> <td>100.0</td> <td>65,166</td> <td>100.0</td> <td>61,741</td> <td>100.0</td> <td>57,737</td> <td>100.0</td> <td>59,763</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>4,950</td> <td>7.5</td> <td>4,091</td> <td>6.3</td> <td>4,004</td> <td>6.5</td> <td>2,889</td> <td>5.0</td> <td>2,469</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>26,287</td> <td>40.0</td> <td>25,840</td> <td>39.7</td> <td>22,655</td> <td>36.7</td> <td>19,254</td> <td>33.3</td> <td>19,572</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>34,323</td> <td>52.3</td> <td>35,002</td> <td>53.7</td> <td>34,879</td> <td>56.5</td> <td>34,705</td> <td>60.1</td> <td>37,722</td> <td>63.1</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>85</td> <td>0.1</td> <td>233</td> <td>0.4</td> <td>203</td> <td>0.3</td> <td>889</td> <td>1.5</td> <td>2,199</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">丸子地域</td> <td>総数</td> <td>13,684</td> <td>100.0</td> <td>13,102</td> <td>100.0</td> <td>12,348</td> <td>100.0</td> <td>11,998</td> <td>100.0</td> <td>10,902</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>1,275</td> <td>9.3</td> <td>1,008</td> <td>7.7</td> <td>1,127</td> <td>9.1</td> <td>713</td> <td>6.4</td> <td>617</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>6,008</td> <td>44.3</td> <td>5,800</td> <td>44.3</td> <td>4,637</td> <td>37.6</td> <td>3,975</td> <td>35.8</td> <td>3,787</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>6,337</td> <td>46.3</td> <td>6,294</td> <td>48.0</td> <td>6,448</td> <td>52.2</td> <td>6,308</td> <td>56.8</td> <td>6,498</td> <td>59.6</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>4</td> <td>0.0</td> <td>7</td> <td>0.1</td> <td>136</td> <td>1.1</td> <td>102</td> <td>0.9</td> <td>376</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">真田地域</td> <td>総数</td> <td>6,112</td> <td>100.0</td> <td>5,973</td> <td>100.0</td> <td>5,952</td> <td>100.0</td> <td>5,336</td> <td>100.0</td> <td>5,221</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>1,326</td> <td>21.7</td> <td>1,022</td> <td>17.1</td> <td>1,057</td> <td>17.8</td> <td>832</td> <td>15.6</td> <td>658</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>2,072</td> <td>33.9</td> <td>2,018</td> <td>33.8</td> <td>1,789</td> <td>30.1</td> <td>1,545</td> <td>29.0</td> <td>1,485</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>2,711</td> <td>44.4</td> <td>2,933</td> <td>49.1</td> <td>3,085</td> <td>51.8</td> <td>2,922</td> <td>54.8</td> <td>3,078</td> <td>59.0</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>3</td> <td>0.0</td> <td>5</td> <td>0.1</td> <td>21</td> <td>0.4</td> <td>37</td> <td>0.7</td> <td>261</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">武石地域</td> <td>総数</td> <td>2,399</td> <td>100.0</td> <td>2,225</td> <td>100.0</td> <td>2,258</td> <td>100.0</td> <td>1,855</td> <td>100.0</td> <td>1,843</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>461</td> <td>19.2</td> <td>349</td> <td>15.7</td> <td>391</td> <td>17.3</td> <td>243</td> <td>13.1</td> <td>220</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>1,048</td> <td>43.7</td> <td>953</td> <td>42.8</td> <td>797</td> <td>35.3</td> <td>647</td> <td>34.9</td> <td>599</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>889</td> <td>37.1</td> <td>923</td> <td>41.5</td> <td>1,048</td> <td>46.4</td> <td>958</td> <td>51.6</td> <td>1,024</td> <td>55.6</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>1</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>22</td> <td>1.0</td> <td>7</td> <td>0.4</td> <td>107</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">合計</td> <td>総数</td> <td>87,840</td> <td>100.0</td> <td>86,466</td> <td>100.0</td> <td>82,299</td> <td>100.0</td> <td>76,206</td> <td>100.0</td> <td>77,729</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>8,012</td> <td>9.1</td> <td>6,470</td> <td>7.5</td> <td>6,579</td> <td>8.0</td> <td>4,677</td> <td>6.2</td> <td>3,964</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>35,475</td> <td>40.4</td> <td>34,611</td> <td>40.0</td> <td>29,878</td> <td>36.3</td> <td>25,421</td> <td>33.4</td> <td>25,443</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>44,260</td> <td>50.4</td> <td>45,152</td> <td>52.2</td> <td>45,460</td> <td>55.2</td> <td>44,893</td> <td>59.0</td> <td>45,379</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td>分類不能</td> <td>93</td> <td>0.1</td> <td>245</td> <td>0.3</td> <td>382</td> <td>0.5</td> <td>1,035</td> <td>1.4</td> <td>2,943</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国勢調査</p> <p>第三次産業は、東信地域の中核的な商都を形成しており、年間商品販売額は4,139億円（平成26年）となっている。</p> <p>観光地としては、真田地域では、菅平高原や角間温泉、真田氏ゆかりの地に年間約23.5万人が、上田地域では、信濃国分寺、塩田平、別所温泉、上田城等に年間約138万人が訪れている。また、丸子地域では、丸子温泉や信州国際音楽村等に年間約10.9万人、武石地域では、美ヶ原高原等に年間約22.2万人が訪れている。（令和2年 長野県観光地利用者統計）</p>	地域	区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		実数(人)	割合(%)	上田地域	総数	65,645	100.0	65,166	100.0	61,741	100.0	57,737	100.0	59,763	100.0	第1次産業	4,950	7.5	4,091	6.3	4,004	6.5	2,889	5.0	2,469	4.1	第2次産業	26,287	40.0	25,840	39.7	22,655	36.7	19,254	33.3	19,572	32.7	第3次産業	34,323	52.3	35,002	53.7	34,879	56.5	34,705	60.1	37,722	63.1	分類不能	85	0.1	233	0.4	203	0.3	889	1.5	2,199	3.7	丸子地域	総数	13,684	100.0	13,102	100.0	12,348	100.0	11,998	100.0	10,902	100.0	第1次産業	1,275	9.3	1,008	7.7	1,127	9.1	713	6.4	617	5.7	第2次産業	6,008	44.3	5,800	44.3	4,637	37.6	3,975	35.8	3,787	34.7	第3次産業	6,337	46.3	6,294	48.0	6,448	52.2	6,308	56.8	6,498	59.6	分類不能	4	0.0	7	0.1	136	1.1	102	0.9	376	3.4	真田地域	総数	6,112	100.0	5,973	100.0	5,952	100.0	5,336	100.0	5,221	100.0	第1次産業	1,326	21.7	1,022	17.1	1,057	17.8	832	15.6	658	12.6	第2次産業	2,072	33.9	2,018	33.8	1,789	30.1	1,545	29.0	1,485	28.4	第3次産業	2,711	44.4	2,933	49.1	3,085	51.8	2,922	54.8	3,078	59.0	分類不能	3	0.0	5	0.1	21	0.4	37	0.7	261	5.0	武石地域	総数	2,399	100.0	2,225	100.0	2,258	100.0	1,855	100.0	1,843	100.0	第1次産業	461	19.2	349	15.7	391	17.3	243	13.1	220	11.9	第2次産業	1,048	43.7	953	42.8	797	35.3	647	34.9	599	32.7	第3次産業	889	37.1	923	41.5	1,048	46.4	958	51.6	1,024	55.6	分類不能	1	0.0	0	0.0	22	1.0	7	0.4	107	5.8	合計	総数	87,840	100.0	86,466	100.0	82,299	100.0	76,206	100.0	77,729	100.0	第1次産業	8,012	9.1	6,470	7.5	6,579	8.0	4,677	6.2	3,964	5.1	第2次産業	35,475	40.4	34,611	40.0	29,878	36.3	25,421	33.4	25,443	32.7	第3次産業	44,260	50.4	45,152	52.2	45,460	55.2	44,893	59.0	45,379	58.4	分類不能	93	0.1	245	0.3	382	0.5	1,035	1.4	2,943	3.8	<p>時点修正</p>																
地域	区分			平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
上田地域	総数	65,166	100.0	61,741	100.0	65,645	100.0	57,737	100.0	59,763	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	4,091	6.3	4,004	6.5	4,950	7.5	2,889	5.0	2,469	4.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	25,840	39.7	22,655	36.7	26,287	40.0	19,254	33.3	19,572	32.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	35,002	53.7	34,879	56.5	34,323	52.3	34,705	60.1	35,523	59.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	233	0.4	203	0.3	85	0.1	889	1.5	2,199	3.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
丸子地域	総数	13,102	100.0	12,348	100.0	13,684	100.0	11,998	100.0	10,902	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	1,008	7.7	1,127	9.1	1,275	9.3	713	6.4	617	5.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	5,800	44.3	4,637	37.6	6,008	44.3	3,975	35.8	3,787	34.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	6,294	48.0	6,448	52.2	6,337	46.3	6,308	56.8	6,122	56.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	7	0.1	136	1.1	4	0.0	102	0.9	376	3.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
真田地域	総数	5,973	100.0	5,952	100.0	6,112	100.0	5,336	100.0	5,221	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	1,022	17.1	1,057	17.8	1,326	21.7	832	15.6	658	12.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	2,018	33.8	1,789	30.1	2,072	33.9	1,545	29.0	1,485	28.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	2,933	49.1	3,085	51.8	2,711	44.4	2,922	54.8	2,817	54.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	5	0.1	21	0.4	3	0.0	37	0.7	261	5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
武石地域	総数	2,225	100.0	2,258	100.0	2,399	100.0	1,855	100.0	1,843	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	349	15.7	391	17.3	461	19.2	243	13.1	220	11.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	953	42.8	797	35.3	1,048	43.7	647	34.9	599	32.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	923	41.5	1,048	46.4	889	37.1	958	51.6	917	49.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	0	0.0	22	1.0	1	0.0	7	0.4	107	5.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計	総数	86,466	100.0	82,299	100.0	87,840	100.0	76,206	100.0	77,729	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	6,470	7.5	6,579	8.0	8,012	9.1	4,677	6.2	3,964	5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	34,611	40.0	29,878	36.3	35,475	40.4	25,421	33.4	25,443	32.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	45,152	52.2	45,460	55.2	44,260	50.4	44,893	59.0	45,379	58.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	245	0.3	382	0.5	93	0.1	1,035	1.4	2,943	3.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
地域	区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
上田地域	総数	65,645	100.0	65,166	100.0	61,741	100.0	57,737	100.0	59,763	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	4,950	7.5	4,091	6.3	4,004	6.5	2,889	5.0	2,469	4.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	26,287	40.0	25,840	39.7	22,655	36.7	19,254	33.3	19,572	32.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	34,323	52.3	35,002	53.7	34,879	56.5	34,705	60.1	37,722	63.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	85	0.1	233	0.4	203	0.3	889	1.5	2,199	3.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
丸子地域	総数	13,684	100.0	13,102	100.0	12,348	100.0	11,998	100.0	10,902	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	1,275	9.3	1,008	7.7	1,127	9.1	713	6.4	617	5.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	6,008	44.3	5,800	44.3	4,637	37.6	3,975	35.8	3,787	34.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	6,337	46.3	6,294	48.0	6,448	52.2	6,308	56.8	6,498	59.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	4	0.0	7	0.1	136	1.1	102	0.9	376	3.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
真田地域	総数	6,112	100.0	5,973	100.0	5,952	100.0	5,336	100.0	5,221	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	1,326	21.7	1,022	17.1	1,057	17.8	832	15.6	658	12.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	2,072	33.9	2,018	33.8	1,789	30.1	1,545	29.0	1,485	28.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	2,711	44.4	2,933	49.1	3,085	51.8	2,922	54.8	3,078	59.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	3	0.0	5	0.1	21	0.4	37	0.7	261	5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
武石地域	総数	2,399	100.0	2,225	100.0	2,258	100.0	1,855	100.0	1,843	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	461	19.2	349	15.7	391	17.3	243	13.1	220	11.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	1,048	43.7	953	42.8	797	35.3	647	34.9	599	32.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	889	37.1	923	41.5	1,048	46.4	958	51.6	1,024	55.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	1	0.0	0	0.0	22	1.0	7	0.4	107	5.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計	総数	87,840	100.0	86,466	100.0	82,299	100.0	76,206	100.0	77,729	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第1次産業	8,012	9.1	6,470	7.5	6,579	8.0	4,677	6.2	3,964	5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第2次産業	35,475	40.4	34,611	40.0	29,878	36.3	25,421	33.4	25,443	32.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第3次産業	44,260	50.4	45,152	52.2	45,460	55.2	44,893	59.0	45,379	58.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	分類不能	93	0.1	245	0.3	382	0.5	1,035	1.4	2,943	3.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

頁	新	旧	修正理由・備考
15	<p>第5節 被害想定 第2 洪水</p> <p>上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため豪雨時には洪水被害が想定される。上田市では災害ハザードマップ等を作成、市民に配布し、注意を呼びかけている。上田市災害ハザードマップ等は、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、河川が氾濫した場合の浸水予報に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、千曲川は、想定し得る最大規模（千曲川流域の2日間の総雨量396mm）の降雨と1000年に1回降ると予想される降雨を対象とし、その他の河川は1000年に1回降ると予想される降雨を対象としている。主要河川である千曲川の洪水により最大10m～20m未満の浸水深が予想されている。</p>	<p>第5節 被害想定 第2 洪水</p> <p>上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため豪雨時には洪水被害が想定される。上田市では災害ハザードマップ等を作成、市民に配布し、注意を呼びかけている。上田市災害ハザードマップ等は、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、河川が氾濫した場合の浸水予報に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、千曲川は、想定し得る最大規模（千曲川流域の2日間の総雨量396mm）の降雨と100年に1回降ると予想される降雨を対象とし、その他の河川は100年に1回降ると予想される降雨を対象としている。主要河川である千曲川の洪水により最大10m～20m未満の浸水深が予想されている。</p>	平成27年の水防法改正による
18	<p>第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ク <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置</u> <u>を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ク _____ _____ <u>危険な</u> _____ <u>盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、</u> _____、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	県の地域防災計画に合わせて修正
19	<p>サ <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>シ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>サ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
24	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(6) 「<u>長野県防災情報システム</u>」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p>(7) <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるように努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>(8) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(9) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(7) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
25	<p>3 通信手段の確保</p> <p>(3) <u>通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(4) 衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>3 通信手段の確保</p> <p>(3) _____風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</p> <p>(4) 衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線）、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
28	<p>第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>_____感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(4) <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(5) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
29	<p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制  (3) 県と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、</u>緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 市と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備  協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員<u>の選定、職員が自活できるような資機材や</u>物資等の確保<u>及び</u>活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制  (3) 県と連携し、<u>緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 市と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備  協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員<u>、</u>資機材<u>及び</u>物資等の確保<u>並びに</u>活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
33	<p>第7節 消防・水防活動計画  第3 計画の内容  1 消防計画  (1) 消防力の強化  「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。  特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制</u>の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図るものとする。<u>また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、</u>消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。  また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	<p>第7節 消防・水防活動計画  第3 計画の内容  1 消防計画  (1) 消防力の強化  「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。  特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>施設、設備</u>の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、<u>消防団活性化の推進を図るとともに、</u>NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。  また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
41	<p>第8節 要配慮者支援計画 第3 計画の内容 2 在宅者対策 (6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。<u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の告白を強制しないよう十分注意するものとする。</u></p> <p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は、<u>プライバシーの保護に十分配慮しつつ</u>、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。<u>なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</u></p>	<p>第8節 要配慮者支援計画 第3 計画の内容 2 在宅者対策 (6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。 _____</p> <p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は _____ 必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。 _____</p>	<p>プライバシー保護に注意する旨を追記</p>
45	<p>第9節 緊急輸送計画 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (1) 市は、 _____ 災害対策用ヘリポート_を<u>最低1か所以上</u>指定する _____。このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難場所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は、近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。</p> <p>(2) <u>地域内物資輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u></p> <p>(3) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。</p> <p>(4) <u>拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。</u></p> <p>3 輸送体制の整備計画 (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>第9節 緊急輸送計画 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (1) 市は、<u>最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保</u>、 _____ 指定するものとする。このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難場所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は、近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。</p> <p>(2) <u>(新設)</u></p> <p>(2) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。</p> <p>(3) <u>拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。</u></p> <p>3 輸送体制の整備計画 (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>





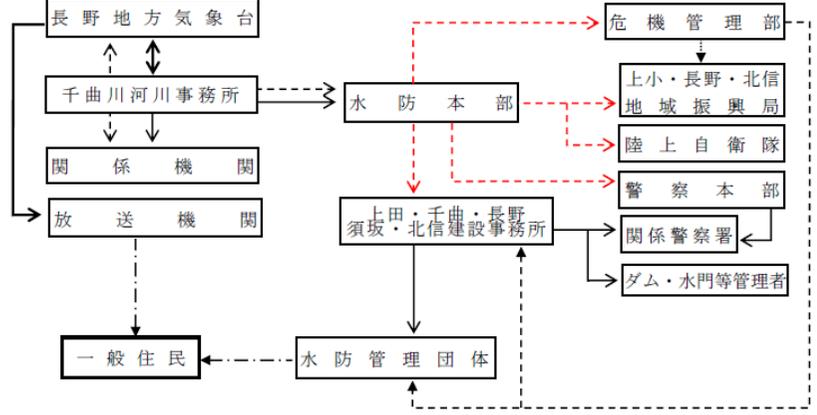
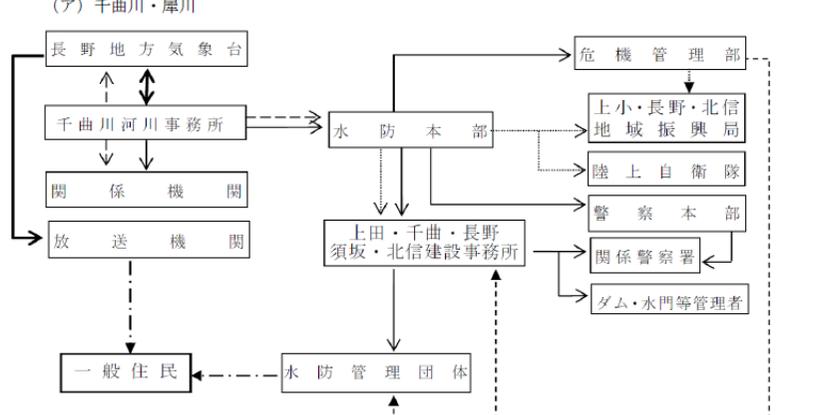
頁	新	旧	修正理由・備考
56	<p>6 <u>避難所以外で避難生活を送る</u>避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>6 <u>在宅</u>避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
60	<p>第13節 孤立防止対策</p> <p>7 住民が実施する計画</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民は、自主防災組織の結成に対して積極的に参加するよう努め、<u>平常時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。</u></p>	<p>第13節 孤立防止対策</p> <p>7 住民が実施する計画</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民は、自主防災組織の結成に対して積極的に参加するよう努め<u>る</u>ものとする。</p>	<p>県通知に基づく修正</p>

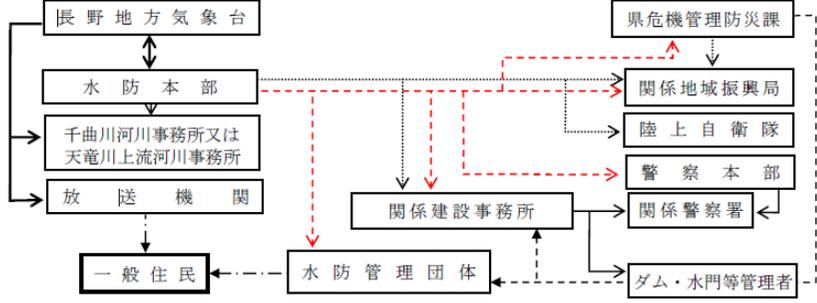
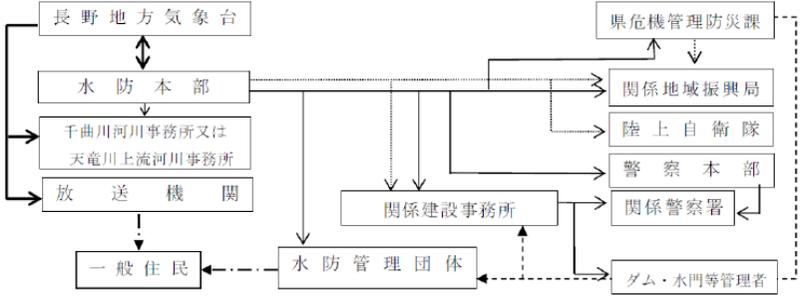
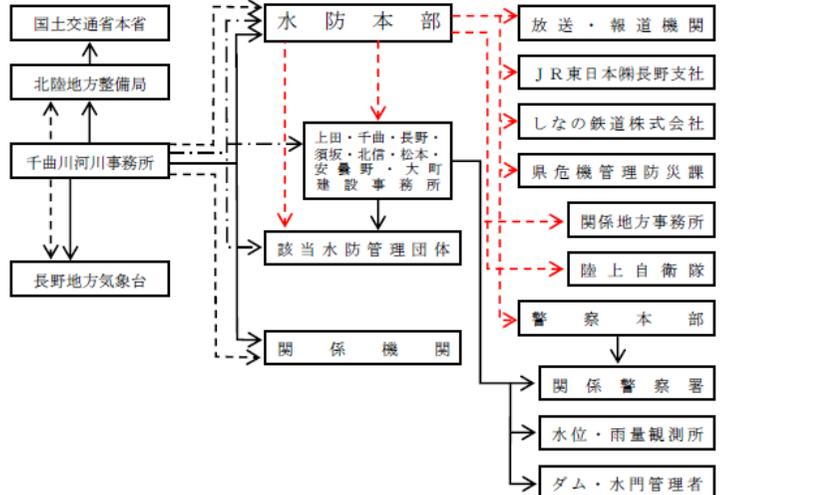
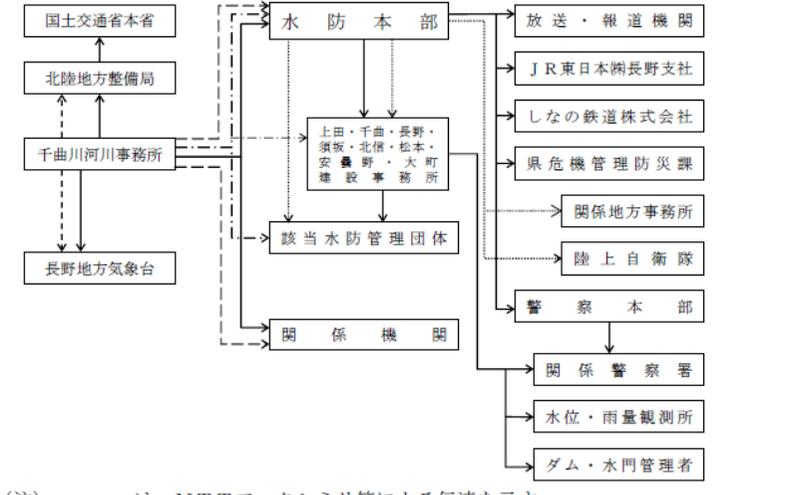
頁	新	旧	修正理由・備考
61	<p>第14節 食料品等の備蓄・調達計画 第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。</u>）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p><u>また、県及び市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 主な取組み</p> <p><u>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>第14節 食料品等の備蓄・調達計画 第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間_____は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（略）</p> <p>第2 主な取組み <u>（新設）</u></p> <p><u>4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>県通知に基づく修正</p>
63	<p>第15節 給水計画 第1 基本方針</p> <p>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。</p> <p>このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。</p> <p><u>また、県及び市は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容</p> <p><u>（6）住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>第15節 給水計画 第1 基本方針</p> <p>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。</p> <p>このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（略）</p> <p>第3 計画の内容 <u>（新設）</u></p>	<p>策定した基本的な方向性を明記</p> <p>井戸の活用の検討を促すため追記</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
84	<p>第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池<u>データベース</u>」の<u>施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</u></p>	<p>第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池<u>カルテ</u>」を<u>整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</u></p>	管理方法の変更に伴う修正
87	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><u>なお、啓発啓発活動を行う際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	県の地域防災計画に合わせて修正
89	<p>(9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>_____感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>(9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>_____雪崩防止週間等</u>を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
91	<p>第3 4節 防災訓練計画 第1 基本方針</p> <p>被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、上田市地域防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協働体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><u>なお、防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3 4節 防災訓練計画 第1 基本方針</p> <p>被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、上田市地域防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協働体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容 2 実践的な訓練の実施と事後評価 (1) 実践的な訓練の実施 エ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
109	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき7 9の区域に分け発表している。</p> <p><u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき7 9の区域に分け発表している。</p>	<p>文言の追記</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																								
111	<p>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域） (令和6年5月23日現在)</p> <table border="1"> <tr><td>発表官署</td><td>長野地方気象台</td></tr> <tr><td>府県予報区</td><td>長野県</td></tr> <tr><td>一次細分区域</td><td>中部</td></tr> <tr><td>大雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準 9</td></tr> <tr><td>大雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準 84</td></tr> <tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7</td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>湯川流域=(5, 6.2)、矢出沢川流域=(5, 7.1) 神川流域=(5, 17.1)、依田川流域=(5, 26.9)、内村川流域=(5, 12.4)、千曲川流域=(5, 61.3)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>暴風（平均風速）</td><td>17m/s</td></tr> <tr><td>暴風雪（平均風速）</td><td>17m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td>菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm</td></tr> <tr><td>大雨</td><td>表面雨量指数基準 5</td></tr> <tr><td></td><td>土壌雨量指数基準 63</td></tr> <tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5</td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>室賀川流域=(5, 5.9)、産川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、屋根川流域=(5, 2.6)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 43.6)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>強風（平均風速）</td><td>13m/s</td></tr> <tr><td>風雪（平均風速）</td><td>13m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td>菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm</td></tr> <tr><td>雷</td><td>落雷等により被害が予想される場合</td></tr> <tr><td>融雪</td><td>1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td></tr> <tr><td>濃霧（視程）</td><td>100m</td></tr> <tr><td>乾燥</td><td>最小湿度20%で実効湿度55% ※2</td></tr> </table>	発表官署	長野地方気象台	府県予報区	長野県	一次細分区域	中部	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7	複合基準 ※1	湯川流域=(5, 6.2)、矢出沢川流域=(5, 7.1) 神川流域=(5, 17.1)、依田川流域=(5, 26.9)、内村川流域=(5, 12.4)、千曲川流域=(5, 61.3)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]			暴風（平均風速）	17m/s	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う	大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm	大雨	表面雨量指数基準 5		土壌雨量指数基準 63	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5	複合基準 ※1	室賀川流域=(5, 5.9)、産川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、屋根川流域=(5, 2.6)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 43.6)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]			強風（平均風速）	13m/s	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う	大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	濃霧（視程）	100m	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2	<p>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域） (令和5年6月8日現在)</p> <table border="1"> <tr><td>発表官署</td><td>長野地方気象台</td></tr> <tr><td>府県予報区</td><td>長野県</td></tr> <tr><td>一次細分区域</td><td>中部</td></tr> <tr><td>大雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準 9</td></tr> <tr><td>大雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準 84</td></tr> <tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7</td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>湯川流域=(5, 6.2)、矢出沢川流域=(5, 7.1) 神川流域=(5, 17.1)、依田川流域=(5, 26.9)、内村川流域=(5, 12.4)、千曲川流域=(5, 61.3)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>暴風（平均風速）</td><td>17m/s</td></tr> <tr><td>暴風雪（平均風速）</td><td>17m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td>菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm</td></tr> <tr><td>大雨</td><td>表面雨量指数基準 5</td></tr> <tr><td></td><td>土壌雨量指数基準 66</td></tr> <tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5</td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>室賀川流域=(5, 5.9)、産川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、屋根川流域=(5, 2.6)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 43.6)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>強風（平均風速）</td><td>13m/s</td></tr> <tr><td>風雪（平均風速）</td><td>13m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td>菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm</td></tr> <tr><td>雷</td><td>落雷等により被害が予想される場合</td></tr> <tr><td>融雪</td><td>1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td></tr> <tr><td>濃霧（視程）</td><td>100m</td></tr> <tr><td>乾燥</td><td>最小湿度20%で実効湿度55% ※2</td></tr> </table>	発表官署	長野地方気象台	府県予報区	長野県	一次細分区域	中部	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7	複合基準 ※1	湯川流域=(5, 6.2)、矢出沢川流域=(5, 7.1) 神川流域=(5, 17.1)、依田川流域=(5, 26.9)、内村川流域=(5, 12.4)、千曲川流域=(5, 61.3)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]			暴風（平均風速）	17m/s	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う	大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm	大雨	表面雨量指数基準 5		土壌雨量指数基準 66	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5	複合基準 ※1	室賀川流域=(5, 5.9)、産川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、屋根川流域=(5, 2.6)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 43.6)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]			強風（平均風速）	13m/s	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う	大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	濃霧（視程）	100m	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2	長野地方気象台による修正
発表官署	長野地方気象台																																																																																																										
府県予報区	長野県																																																																																																										
一次細分区域	中部																																																																																																										
大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9																																																																																																										
大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84																																																																																																										
洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7																																																																																																									
	複合基準 ※1	湯川流域=(5, 6.2)、矢出沢川流域=(5, 7.1) 神川流域=(5, 17.1)、依田川流域=(5, 26.9)、内村川流域=(5, 12.4)、千曲川流域=(5, 61.3)																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																									
暴風（平均風速）	17m/s																																																																																																										
暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う																																																																																																										
大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm																																																																																																										
大雨	表面雨量指数基準 5																																																																																																										
	土壌雨量指数基準 63																																																																																																										
洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5																																																																																																									
	複合基準 ※1	室賀川流域=(5, 5.9)、産川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、屋根川流域=(5, 2.6)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 43.6)																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																									
強風（平均風速）	13m/s																																																																																																										
風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う																																																																																																										
大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm																																																																																																										
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																										
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																																																																																																										
濃霧（視程）	100m																																																																																																										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2																																																																																																										
発表官署	長野地方気象台																																																																																																										
府県予報区	長野県																																																																																																										
一次細分区域	中部																																																																																																										
大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9																																																																																																										
大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84																																																																																																										
洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7																																																																																																									
	複合基準 ※1	湯川流域=(5, 6.2)、矢出沢川流域=(5, 7.1) 神川流域=(5, 17.1)、依田川流域=(5, 26.9)、内村川流域=(5, 12.4)、千曲川流域=(5, 61.3)																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																									
暴風（平均風速）	17m/s																																																																																																										
暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う																																																																																																										
大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm																																																																																																										
大雨	表面雨量指数基準 5																																																																																																										
	土壌雨量指数基準 66																																																																																																										
洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5																																																																																																									
	複合基準 ※1	室賀川流域=(5, 5.9)、産川流域=(5, 8.2)、湯川流域=(5, 4.4)、屋根川流域=(5, 2.6)、矢出沢川流域=(5, 6.3)、神川流域=(5, 12.2)、傍陽川流域=(5, 4.5)、依田川流域=(5, 19.1)、内村川流域=(5, 8.8)、千曲川流域=(5, 43.6)																																																																																																									
	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																									
強風（平均風速）	13m/s																																																																																																										
風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う																																																																																																										
大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm																																																																																																										
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																										
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																																																																																																										
濃霧（視程）	100m																																																																																																										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2																																																																																																										

頁	新	旧	修正理由・備考
120	<p>警報等伝達系統図  2 水防警報等  (1) 伝達系統  ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報  (ア) 千曲川・犀川</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  - - - - - は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。  ————— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。  - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。  - · - · - は、その他による伝達を示す。</p>	<p>警報等伝達系統図  2 水防警報等  (1) 伝達系統  ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報  (ア) 千曲川・犀川</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  - - - - - は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。  ————— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。  - - - - - は、オンラインによる伝達を示す。  - · - · - は、電子メールによる伝達を示す。</p>	<p>情報伝達手段の変更に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
121	<p>(イ) 県管理河川(千曲川上流・<u>下流</u>、裾花川、奈良井川、諏訪湖)</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  - - - - - は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。  ——— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。  - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。  - · - · - は、その他による伝達を示す。</p> <p>※関係建設事務所  千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久(佐久北部事務所を含む)・上田建設事務所  千曲川下流は、北信地域振興局、北信建設事務所  裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所  奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所  諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所</p>	<p>(イ) 県管理河川(千曲川上流____、裾花川、奈良井川、諏訪湖)</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  - - - - - は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。  ——— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。  - - - - - は、オンラインによる伝達を示す。  - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。</p> <p>※関係建設事務所  千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久_____・上田建設事務所  裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所  奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所  諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所</p>	<p>千曲川下流区間の追加</p> <p>建設事務所名の整合</p>
122	<p>イ 水防警報  (ア) 千曲川・犀川</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  - - - - - は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。  - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。</p>	<p>イ 水防警報  (ア) 千曲川・犀川</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  - - - - - は、ファクシミリによる伝達を示す。  - - - - - は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。  - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。</p>	<p>情報伝達手段の変更に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
122	<p>ウ 水防警報（知事が行うもの）</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  <span style="color:red">-----</span> は、<span style="color:red">電子メール</span>による伝達を示す。</p>	<p>ウ 水防警報（知事が行うもの）</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。  <span style="color:blue">-----</span> は、<span style="color:blue">水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ</span>伝達を示す。</p>	情報伝達手段の変更に伴う修正
123	<p>エ 水位情報の通知（知事が行うもの）</p> <p>(注) <span style="color:red">-----</span> は、<span style="color:red">電子メール</span>による伝達を示す。  ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。</p>	<p>エ 水位情報の通知（知事が行うもの）</p> <p>(注) <span style="color:blue">-----</span> は、<span style="color:blue">防災行政無線によるファクシミリ</span>伝達を示す。  ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。</p>	情報伝達手段の変更に伴う修正
127	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動  5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<span style="color:red">高所監視カメラ等</span>による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動  5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機 <span style="color:blue">—————</span> 等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p>	県の地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
128	<p>別記災害情報収集連絡系統 (3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <pre> graph TD     FM[施設管理者] --&gt; SH[市]     FM --&gt; BFW[保健福祉事務所 福祉課]     BFW --&gt; DRA[地域振興局 総務管理(・環境)課]     BFW --&gt; KH[県健康福祉部 関係課]     KH --&gt; HLA[厚生労働省 こども家庭庁]     KH --&gt; KCF[県健康福祉政策課]     KH --&gt; KCP[県県民政策課]     KH --&gt; DM[県危機管理防災課 (災害対策本部室)]     </pre>	<p>別記災害情報収集連絡系統 (3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <pre> graph TD     FM[施設管理者] --&gt; SH[市]     FM --&gt; BFW[保健福祉事務所 福祉課]     BFW --&gt; DRA[地域振興局 総務管理(・環境)課]     BFW --&gt; KH[県健康福祉部 関係課]     KH --&gt; HLA[厚生労働省]     KH --&gt; KCF[県健康福祉政策課]     KH --&gt; KCP[県文化政策課]     KH --&gt; DM[県危機管理防災課]     </pre>	事務移管等による修正
130	<p>(8) 水道施設被害状況報告 様式9号</p> <pre> graph TD     SH[市] --&gt; DRA[地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境 総務管理・環境課]     DRA --&gt; DRA2[地域振興局総務管理(・環境)課]     DRA --&gt; WSL[県水道・生活排水課]     WSL --&gt; KML[県危機管理防災課 (災害対策本部室)]     WSL --&gt; MOC[国土交通省]     WSL --&gt; HLA[厚生労働省]     WSL --&gt; JH[自衛隊]     </pre>	<p>(8) 水道施設被害状況報告 様式9号</p> <pre> graph TD     SH[市] --&gt; DRA[地域振興局環境課]     DRA --&gt; DRA2[地域振興局総務管理(・環境)課]     DRA --&gt; WSL[県水大気環境課]     WSL --&gt; KML[県危機管理防災課]     WSL --&gt; HLA[厚生労働省]     WSL --&gt; JH[自衛隊]     </pre>	事務移管等による修正
132	<p>(14) 教育関係被害状況報告 ウ 私立施設 様式15号</p> <pre> graph TD     SH[市] --&gt; DRA[地域振興局総務管理(・環境)課]     SH --&gt; FM[施設管理者]     FM --&gt; KMS[県県民学び支援課]     KMS --&gt; MOC[文部科学省]     KMS --&gt; KCP[県県民政策課]     KMS --&gt; DM[県危機管理防災課 (災害対策本部室)]     </pre>	<p>(14) 教育関係被害状況報告 ウ 私立施設 様式15号</p> <pre> graph TD     SH[市] --&gt; DRA[地域振興局総務管理(・環境)課]     SH --&gt; FM[施設管理者]     FM --&gt; KPS[県私学振興課]     KPS --&gt; MOC[文部科学省]     KPS --&gt; KCP[県文化政策課]     KPS --&gt; DM[県危機管理防災課]     </pre>	事務移管等による修正
133	<p>エ 文化財</p> <pre> graph TD     SO[所有者] --&gt; SH[市]     SH --&gt; DRA[地域振興局総務管理(・環境)課]     SH --&gt; KCH[県文化振興課]     KCH --&gt; CH[文化庁]     KCH --&gt; KCP[県県民政策課]     KCP --&gt; DM[県危機管理防災課 (災害対策本部室)]     </pre>	<p>エ 文化財</p> <pre> graph TD     SO[所有者] --&gt; SH[市]     SH --&gt; DRA[地域振興局総務管理(・環境)課]     SH --&gt; ES[教育事務所]     ES --&gt; KCH[県文化財・生涯学習課]     KCH --&gt; CH[文化庁]     ES --&gt; KET[県教育総務課]     KET --&gt; DM[県危機管理防災課]     </pre>	事務移管等による修正

頁	新	旧	修正理由・備考																														
136	<p>第3節 非常参集職員の活動 職員の配備区分と配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備職員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員</li> <li>(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機)</li> <li>総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合</li> <li>注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>警戒第2次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</li> <li>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき</li> <li>災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合</li> <li>気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合</li> <li>長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合</li> <li>現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>全体体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合</li> <li>全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員</li> <li>(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機)</li> <li>総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合</li> <li>注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき</li> </ol>	警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</li> <li>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき</li> <li>災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合</li> <li>気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合</li> <li>長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合</li> <li>現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>	全体体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合</li> <li>全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</li> </ol>	<p>第3節 非常参集職員の活動 職員の配備区分と配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備職員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒第1次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員</li> <li>(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機)</li> <li>総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合</li> <li>注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>警戒第2次体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</li> <li>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき</li> <li>災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>緊急体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合</li> <li>気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合</li> <li>長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合</li> <li>現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>全体体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合</li> <li>全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備職員	配備基準	警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員</li> <li>(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機)</li> <li>総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合</li> <li>注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき</li> </ol>	警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</li> <li>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき</li> <li>災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>	緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合</li> <li>気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合</li> <li>長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合</li> <li>現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>	全体体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合</li> <li>全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</li> </ol>	<p>修正理由・備考</p> <p>配備基準の見直し</p>
体制	配備職員	配備基準																															
警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員</li> <li>(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機)</li> <li>総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合</li> <li>注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき</li> </ol>																															
警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</li> <li>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき</li> <li>災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>																															
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合</li> <li>気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合</li> <li>長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合</li> <li>現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>																															
全体体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合</li> <li>全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</li> </ol>																															
体制	配備職員	配備基準																															
警戒第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・農地整備・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員</li> <li>(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機)</li> <li>総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度3又は4の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル2(火口周辺規制)を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合</li> <li>注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき</li> </ol>																															
警戒第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員</li> <li>危機管理担当参事(災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき</li> <li>災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>																															
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)または(巨大地震注意)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル3(入山規制)を発表した場合で、市長が必要と認める場合</li> <li>気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(大雨、暴風、暴風雪又は大雪)を発表した場合</li> <li>長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合</li> <li>現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき</li> </ol>																															
全体体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>原則として、自分の所属に参集する。</li> <li>自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く)。</li> <li>震度5弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合</li> <li>気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル4(避難準備)を発表した場合</li> <li>全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想される時(職員の自主判断)</li> </ol>																															

頁	新	旧	修正理由・備考																																																												
139	<p>(1) 活動体制 本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境対策部 環境部長</td> <td>環境衛生班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長</td> <td>環境政策課 廃棄物対策課</td> <td>1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長</td> <td>廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課</td> <td>1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉対策部 福祉部長</td> <td>福祉・救援物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長</td> <td>福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td>1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 施設受入者の避難受入れに関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康こども未来対策部 健康こども未来部長</td> <td>医療看護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長  保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育て支援課長 ○発達相談センター次長</td> <td>健康推進課 地域医療政策室 国保年金課  保育課 子育て・子育て支援課 発達相談センター</td> <td>1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4 保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5 連絡調整に関すること 6 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保  1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業振興対策部 産業振興部長</td> <td>商工班 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長</td> <td>商工課 地域雇用推進課</td> <td>1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長  農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長  協力班 ◎農業委員会事務局</td> <td>森林整備課 農業政策課  農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所  農業委員会事務局</td> <td>1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること  1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること  1 農業委員会の連絡に関すること 2 応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長</td> <td>文化政策班 ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長  観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長</td> <td>文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室  観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館</td> <td>1 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3 避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4 連絡調整に関すること  1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 関連団体等との連絡調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	環境対策部 環境部長	環境衛生班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課	1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること	清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長	廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課	1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること	福祉対策部 福祉部長	福祉・救援物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 施設受入者の避難受入れに関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11 連絡調整に関すること	健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療看護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長  保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育て支援課長 ○発達相談センター次長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課  保育課 子育て・子育て支援課 発達相談センター	1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4 保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5 連絡調整に関すること 6 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保  1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3 連絡調整に関すること	産業振興対策部 産業振興部長	商工班 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること	農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長  農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長  協力班 ◎農業委員会事務局	森林整備課 農業政策課  農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所  農業委員会事務局	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること  1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること  1 農業委員会の連絡に関すること 2 応急対策に関すること	文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長	文化政策班 ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長  観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長	文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室  観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館	1 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3 避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4 連絡調整に関すること  1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 関連団体等との連絡調整に関すること	<p>(1) 活動体制 本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境対策部 環境部長</td> <td>環境衛生班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長</td> <td>環境政策課 廃棄物対策課</td> <td>1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長</td> <td>廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課</td> <td>1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉対策部 福祉部長</td> <td>福祉・救援物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長</td> <td>福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td>1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 施設受入者の避難受入れに関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>健康こども未来対策部 健康こども未来部長</td> <td>医療看護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長  保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育て支援課長 ○発達相談センター次長</td> <td>健康推進課 地域医療政策室 国保年金課  保育課 子育て・子育て支援課 発達相談センター</td> <td>1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4 保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5 連絡調整に関すること 6 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保  1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業振興対策部 産業振興部長</td> <td>商工班 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長</td> <td>商工課 地域雇用推進課</td> <td>1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長  農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長  協力班 ◎農業委員会事務局</td> <td>森林整備課 農業政策課  農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所  農業委員会事務局</td> <td>1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること  1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること  1 農業委員会の連絡に関すること 2 応急対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長</td> <td>文化政策班 ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長  観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長</td> <td>文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室  観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館</td> <td>1 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3 避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4 連絡調整に関すること  1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 関連団体等との連絡調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	環境対策部 環境部長	環境衛生班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課	1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること	清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長	廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課	1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること	福祉対策部 福祉部長	福祉・救援物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 施設受入者の避難受入れに関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11 連絡調整に関すること	健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療看護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長  保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育て支援課長 ○発達相談センター次長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課  保育課 子育て・子育て支援課 発達相談センター	1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4 保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5 連絡調整に関すること 6 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保  1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3 連絡調整に関すること	産業振興対策部 産業振興部長	商工班 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること	農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長  農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長  協力班 ◎農業委員会事務局	森林整備課 農業政策課  農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所  農業委員会事務局	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること  1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること  1 農業委員会の連絡に関すること 2 応急対策に関すること	文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長	文化政策班 ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長  観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長	文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室  観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館	1 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3 避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4 連絡調整に関すること  1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 関連団体等との連絡調整に関すること	<p>組織改正に伴う修正</p>
部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																												
環境対策部 環境部長	環境衛生班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課	1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること																																																												
	清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長	廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課	1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること																																																												
福祉対策部 福祉部長	福祉・救援物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 施設受入者の避難受入れに関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11 連絡調整に関すること																																																												
	健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療看護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長  保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育て支援課長 ○発達相談センター次長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課  保育課 子育て・子育て支援課 発達相談センター	1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4 保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5 連絡調整に関すること 6 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保  1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3 連絡調整に関すること																																																											
産業振興対策部 産業振興部長	商工班 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること																																																												
	農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長  農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長  協力班 ◎農業委員会事務局	森林整備課 農業政策課  農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所  農業委員会事務局	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること  1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること  1 農業委員会の連絡に関すること 2 応急対策に関すること																																																												
文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長	文化政策班 ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長  観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長	文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室  観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館	1 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3 避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4 連絡調整に関すること  1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 関連団体等との連絡調整に関すること																																																												
	部署名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																											
環境対策部 環境部長	環境衛生班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課	1 環境衛生に関すること 2 避難所の環境の保持に関すること 3 連絡調整に関すること																																																												
	清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長	廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課	1 ごみの収集及び処理事務に関すること 2 処分地の確保に関すること 3 連絡調整に関すること																																																												
福祉対策部 福祉部長	福祉・救援物資・ボランティア班 ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食センター所長 ○第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 施設受入者の避難受入れに関すること 3 要保護者に関すること 4 死体の処理、埋葬に関すること 5 災害救助法の適用に関すること(適用申請除く) 6 被災者生活再建支援法に関すること 7 衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8 炊き出しに関すること 9 ボランティアに関すること 10 被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11 連絡調整に関すること																																																												
	健康こども未来対策部 健康こども未来部長	医療看護班 ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長  保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育て支援課長 ○発達相談センター次長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課  保育課 子育て・子育て支援課 発達相談センター	1 医療、医薬品に関すること 2 救護、助産に関すること 3 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4 保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5 連絡調整に関すること 6 代替本部設置場所(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)としての安全確認及び機能確保  1 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3 連絡調整に関すること																																																											
産業振興対策部 産業振興部長	商工班 ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1 商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 連絡調整に関すること																																																												
	農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長  農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長  協力班 ◎農業委員会事務局	森林整備課 農業政策課  農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所  農業委員会事務局	1 農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること  1 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 土石流危険区域等の調査に関すること  1 農業委員会の連絡に関すること 2 応急対策に関すること																																																												
文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長	文化政策班 ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長  観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長	文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室  観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館	1 文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3 避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4 連絡調整に関すること  1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 関連団体等との連絡調整に関すること																																																												

頁	新				旧				修正理由・備考																																																																																		
140	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部室名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">都市建設 対策部 都市建設 部長</td> <td>土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長</td> <td>土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課</td> <td>1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関するこ と 2 障害物の除去に関するこ と 3 緊急輸送道路の確保に関するこ と 4 交通規制に関するこ と 5 応急対策に関するこ と 6 土石流に関するこ と 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○機復元推進室長</td> <td>都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 機復元推進室</td> <td>1 公共施設の被害調査に関するこ と 2 災害応急機材の調達確保に関するこ と 3 仮設住宅及び応急修理に関するこ と 4 応急危険度判定に関するこ と 5 連絡調整に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>住宅班 ◎住宅政策課長</td> <td>住宅政策課</td> <td>1 市営住宅の確保に関するこ と 2 住宅のあっせんに関するこ と</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防対策 部 消防部長</td> <td>総務班 ◎消防総務課長</td> <td>消防総務課</td> <td>1 予報、警報等の伝達および広報に関するこ と 2 気象情報の収集に関するこ と 3 非常時における通信の確保に関するこ と 4 災害の警戒及び防御に関するこ と 5 避難の勧告又は指示に関するこ と 6 被害者の救出、救助に関するこ と 7 被害者の避難誘導に関するこ と 8 水防に関するこ と 9 死体の捜索に関するこ と 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関するこ と 11 火災証明に関するこ と（火災によるもの） 12 火災調査に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>警防班 ◎消防警防課長 ○中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長</td> <td>消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防班 ◎消防予防課長</td> <td>消防予防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上下水道 対策部 上下水道 局長</td> <td>総務班 ◎経営管理課長 ○上下水道基盤強化対策 室長 ○サービス課長</td> <td>経営管理課 上下水道基盤強化対策室 サービス課</td> <td>1 部の庶務に関するこ と 2 連絡調整に関するこ と 3 情報の収集及び伝達に関するこ と 4 広報活動に関するこ と 5 協力要請に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長</td> <td>上水道課 丸子・武石上下水道課</td> <td>1 上水道施設の被害調査に関するこ と 2 飲料水の応急給水に関するこ と 3 上水道施設の応急対策に関するこ と 4 上水道施設の復旧に関するこ と 5 応急資機材の調達、確保に関するこ と 6 飲料水の水質に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>浄水管理班 ◎浄水管理センター所長</td> <td>浄水管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">議会対策 部 議会事務 局長</td> <td>議会班 ◎議会事務局次長</td> <td>議会事務局</td> <td>1 議会への連絡に関するこ と 2 応急対策に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長</td> <td>選挙管理委員会事務局 監査委員事務局</td> <td>1 応急対策に関するこ と</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部室名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	都市建設 対策部 都市建設 部長	土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長	土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関するこ と 2 障害物の除去に関するこ と 3 緊急輸送道路の確保に関するこ と 4 交通規制に関するこ と 5 応急対策に関するこ と 6 土石流に関するこ と 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関するこ と	建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○機復元推進室長	都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 機復元推進室	1 公共施設の被害調査に関するこ と 2 災害応急機材の調達確保に関するこ と 3 仮設住宅及び応急修理に関するこ と 4 応急危険度判定に関するこ と 5 連絡調整に関するこ と	住宅班 ◎住宅政策課長	住宅政策課	1 市営住宅の確保に関するこ と 2 住宅のあっせんに関するこ と	消防対策 部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関するこ と 2 気象情報の収集に関するこ と 3 非常時における通信の確保に関するこ と 4 災害の警戒及び防御に関するこ と 5 避難の勧告又は指示に関するこ と 6 被害者の救出、救助に関するこ と 7 被害者の避難誘導に関するこ と 8 水防に関するこ と 9 死体の捜索に関するこ と 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関するこ と 11 火災証明に関するこ と（火災によるもの） 12 火災調査に関するこ と	警防班 ◎消防警防課長 ○中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課		予防班 ◎消防予防課長	消防予防課		上下水道 対策部 上下水道 局長	総務班 ◎経営管理課長 ○上下水道基盤強化対策 室長 ○サービス課長	経営管理課 上下水道基盤強化対策室 サービス課	1 部の庶務に関するこ と 2 連絡調整に関するこ と 3 情報の収集及び伝達に関するこ と 4 広報活動に関するこ と 5 協力要請に関するこ と	上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長	上水道課 丸子・武石上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関するこ と 2 飲料水の応急給水に関するこ と 3 上水道施設の応急対策に関するこ と 4 上水道施設の復旧に関するこ と 5 応急資機材の調達、確保に関するこ と 6 飲料水の水質に関するこ と	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター		議会対策 部 議会事務 局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	1 議会への連絡に関するこ と 2 応急対策に関するこ と	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関するこ と				<table border="1"> <thead> <tr> <th>部室名 責任者</th> <th>班名 ◎班長、○副班長</th> <th>班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">都市建設 対策部 都市建設 部長</td> <td>土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長</td> <td>土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課</td> <td>1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関するこ と 2 障害物の除去に関するこ と 3 緊急輸送道路の確保に関するこ と 4 交通規制に関するこ と 5 応急対策に関するこ と 6 土石流に関するこ と 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○機復元推進室長</td> <td>都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 機復元推進室</td> <td>1 公共施設の被害調査に関するこ と 2 災害応急機材の調達確保に関するこ と 3 仮設住宅及び応急修理に関するこ と 4 応急危険度判定に関するこ と 5 連絡調整に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>住宅班 ◎住宅政策課長</td> <td>住宅政策課</td> <td>1 市営住宅の確保に関するこ と 2 住宅のあっせんに関するこ と</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防対策 部 消防部長</td> <td>総務班 ◎消防総務課長</td> <td>消防総務課</td> <td>1 予報、警報等の伝達および広報に関するこ と 2 気象情報の収集に関するこ と 3 非常時における通信の確保に関するこ と 4 災害の警戒及び防御に関するこ と 5 避難の勧告又は指示に関するこ と 6 被害者の救出、救助に関するこ と 7 被害者の避難誘導に関するこ と 8 水防に関するこ と 9 死体の捜索に関するこ と 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関するこ と 11 火災証明に関するこ と（火災によるもの） 12 火災調査に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>警防班 ◎消防警防課長 ○中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長</td> <td>消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防班 ◎消防予防課長</td> <td>消防予防課</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上下水道 対策部 上下水道 局長</td> <td>総務班 ◎経営管理課長 ○サービス課長</td> <td>経営管理課 サービス課</td> <td>1 部の庶務に関するこ と 2 連絡調整に関するこ と 3 情報の収集及び伝達に関するこ と 4 広報活動に関するこ と 5 協力要請に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長</td> <td>上水道課 丸子・武石上下水道課</td> <td>1 上水道施設の被害調査に関するこ と 2 飲料水の応急給水に関するこ と 3 上水道施設の応急対策に関するこ と 4 上水道施設の復旧に関するこ と 5 応急資機材の調達、確保に関するこ と 6 飲料水の水質に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>浄水管理班 ◎浄水管理センター所長</td> <td>浄水管理センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">議会対策 部 議会事務 局長</td> <td>議会班 ◎議会事務局次長</td> <td>議会事務局</td> <td>1 議会への連絡に関するこ と 2 応急対策に関するこ と</td> </tr> <tr> <td>協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長</td> <td>選挙管理委員会事務局 監査委員事務局</td> <td>1 応急対策に関するこ と</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部室名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務	都市建設 対策部 都市建設 部長	土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長	土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関するこ と 2 障害物の除去に関するこ と 3 緊急輸送道路の確保に関するこ と 4 交通規制に関するこ と 5 応急対策に関するこ と 6 土石流に関するこ と 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関するこ と	建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○機復元推進室長	都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 機復元推進室	1 公共施設の被害調査に関するこ と 2 災害応急機材の調達確保に関するこ と 3 仮設住宅及び応急修理に関するこ と 4 応急危険度判定に関するこ と 5 連絡調整に関するこ と	住宅班 ◎住宅政策課長	住宅政策課	1 市営住宅の確保に関するこ と 2 住宅のあっせんに関するこ と	消防対策 部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関するこ と 2 気象情報の収集に関するこ と 3 非常時における通信の確保に関するこ と 4 災害の警戒及び防御に関するこ と 5 避難の勧告又は指示に関するこ と 6 被害者の救出、救助に関するこ と 7 被害者の避難誘導に関するこ と 8 水防に関するこ と 9 死体の捜索に関するこ と 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関するこ と 11 火災証明に関するこ と（火災によるもの） 12 火災調査に関するこ と	警防班 ◎消防警防課長 ○中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課		予防班 ◎消防予防課長	消防予防課		上下水道 対策部 上下水道 局長	総務班 ◎経営管理課長 ○サービス課長	経営管理課 サービス課	1 部の庶務に関するこ と 2 連絡調整に関するこ と 3 情報の収集及び伝達に関するこ と 4 広報活動に関するこ と 5 協力要請に関するこ と	上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長	上水道課 丸子・武石上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関するこ と 2 飲料水の応急給水に関するこ と 3 上水道施設の応急対策に関するこ と 4 上水道施設の復旧に関するこ と 5 応急資機材の調達、確保に関するこ と 6 飲料水の水質に関するこ と	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター		議会対策 部 議会事務 局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	1 議会への連絡に関するこ と 2 応急対策に関するこ と	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関するこ と				組織改正に 伴う修正
部室名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																																								
都市建設 対策部 都市建設 部長	土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長	土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関するこ と 2 障害物の除去に関するこ と 3 緊急輸送道路の確保に関するこ と 4 交通規制に関するこ と 5 応急対策に関するこ と 6 土石流に関するこ と 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関するこ と																																																																																								
	建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○機復元推進室長	都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 機復元推進室	1 公共施設の被害調査に関するこ と 2 災害応急機材の調達確保に関するこ と 3 仮設住宅及び応急修理に関するこ と 4 応急危険度判定に関するこ と 5 連絡調整に関するこ と																																																																																								
	住宅班 ◎住宅政策課長	住宅政策課	1 市営住宅の確保に関するこ と 2 住宅のあっせんに関するこ と																																																																																								
消防対策 部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関するこ と 2 気象情報の収集に関するこ と 3 非常時における通信の確保に関するこ と 4 災害の警戒及び防御に関するこ と 5 避難の勧告又は指示に関するこ と 6 被害者の救出、救助に関するこ と 7 被害者の避難誘導に関するこ と 8 水防に関するこ と 9 死体の捜索に関するこ と 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関するこ と 11 火災証明に関するこ と（火災によるもの） 12 火災調査に関するこ と																																																																																								
	警防班 ◎消防警防課長 ○中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課																																																																																									
	予防班 ◎消防予防課長	消防予防課																																																																																									
上下水道 対策部 上下水道 局長	総務班 ◎経営管理課長 ○上下水道基盤強化対策 室長 ○サービス課長	経営管理課 上下水道基盤強化対策室 サービス課	1 部の庶務に関するこ と 2 連絡調整に関するこ と 3 情報の収集及び伝達に関するこ と 4 広報活動に関するこ と 5 協力要請に関するこ と																																																																																								
	上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長	上水道課 丸子・武石上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関するこ と 2 飲料水の応急給水に関するこ と 3 上水道施設の応急対策に関するこ と 4 上水道施設の復旧に関するこ と 5 応急資機材の調達、確保に関するこ と 6 飲料水の水質に関するこ と																																																																																								
	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター																																																																																									
議会対策 部 議会事務 局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	1 議会への連絡に関するこ と 2 応急対策に関するこ と																																																																																								
	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関するこ と																																																																																								
部室名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務																																																																																								
都市建設 対策部 都市建設 部長	土木班 ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長	土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関するこ と 2 障害物の除去に関するこ と 3 緊急輸送道路の確保に関するこ と 4 交通規制に関するこ と 5 応急対策に関するこ と 6 土石流に関するこ と 7 公共交通機関に係る災害情報の収集に関するこ と																																																																																								
	建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○機復元推進室長	都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 機復元推進室	1 公共施設の被害調査に関するこ と 2 災害応急機材の調達確保に関するこ と 3 仮設住宅及び応急修理に関するこ と 4 応急危険度判定に関するこ と 5 連絡調整に関するこ と																																																																																								
	住宅班 ◎住宅政策課長	住宅政策課	1 市営住宅の確保に関するこ と 2 住宅のあっせんに関するこ と																																																																																								
消防対策 部 消防部長	総務班 ◎消防総務課長	消防総務課	1 予報、警報等の伝達および広報に関するこ と 2 気象情報の収集に関するこ と 3 非常時における通信の確保に関するこ と 4 災害の警戒及び防御に関するこ と 5 避難の勧告又は指示に関するこ と 6 被害者の救出、救助に関するこ と 7 被害者の避難誘導に関するこ と 8 水防に関するこ と 9 死体の捜索に関するこ と 10 消防、防災組織との連絡、防災活動に関するこ と 11 火災証明に関するこ と（火災によるもの） 12 火災調査に関するこ と																																																																																								
	警防班 ◎消防警防課長 ○中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長	消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課																																																																																									
	予防班 ◎消防予防課長	消防予防課																																																																																									
上下水道 対策部 上下水道 局長	総務班 ◎経営管理課長 ○サービス課長	経営管理課 サービス課	1 部の庶務に関するこ と 2 連絡調整に関するこ と 3 情報の収集及び伝達に関するこ と 4 広報活動に関するこ と 5 協力要請に関するこ と																																																																																								
	上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長	上水道課 丸子・武石上下水道課	1 上水道施設の被害調査に関するこ と 2 飲料水の応急給水に関するこ と 3 上水道施設の応急対策に関するこ と 4 上水道施設の復旧に関するこ と 5 応急資機材の調達、確保に関するこ と 6 飲料水の水質に関するこ と																																																																																								
	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	浄水管理センター																																																																																									
議会対策 部 議会事務 局長	議会班 ◎議会事務局次長	議会事務局	1 議会への連絡に関するこ と 2 応急対策に関するこ と																																																																																								
	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 応急対策に関するこ と																																																																																								

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																														
145	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする（別記参照）。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要となり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする（別記参照）。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要となり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>																																																																																																														
151	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテレ・ヘリサト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アグスタ AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ・ヘリサト	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○	アグスタ AW139	14	○			○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ		6					<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテレ・ヘリサト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アグスタ AW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ・ヘリサト	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター		—	—			—	アグスタ AW139	17	○		○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ		6					<p>機種の追加、定員・物資吊下項目の変更</p>
名称	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ・ヘリサト																																																																																																											
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																											
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																											
	アグスタ AW139	14	○			○																																																																																																											
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																											
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																												
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																												
ドクターヘリ		6																																																																																																															
名称	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ・ヘリサト																																																																																																											
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																											
県警ヘリコプター		—	—			—																																																																																																											
	アグスタ AW139	17	○		○	○																																																																																																											
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																											
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																												
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																												
ドクターヘリ		6																																																																																																															



頁	新	旧	修正理由・備考
161	<p>2 医療活動  (1) 基本方針  ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。  また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) <u>災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施するものとする。</u></p> <p>(ク) (社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。  また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(ケ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</p> <p>(サ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。</p> <p>(シ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(ス) (社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、指定避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>(セ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>(ソ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</p>	<p>2 医療活動  (1) 基本方針  ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。  また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(キ) (社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。  また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</p> <p>(コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。</p> <p>(サ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(シ) (社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、指定避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>(ス) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>(セ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
165	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動 第3 活動の内容 1 避難受入活動 (2) 実施計画 ウ 指定避難所での生活環境整備等</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p><u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動 第3 活動の内容 1 避難受入活動 (2) 実施計画 ウ 指定避難所での生活環境整備等</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
170	<p>第10節 緊急輸送活動 第3 活動の内容 3 緊急交通路確保のための<u>道路啓開等</u> (1) 基本方針 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次<u>緊急輸送道路指定路線</u>から順次<u>道路啓開及び</u>応急復旧を<u>進める</u>。<u>指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる</u> 場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動 第3 活動の内容 3 緊急交通路確保のための<u>応急復旧</u> (1) 基本方針 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次<u>確保路線</u>から順次<u>応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な</u>場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p>	<p>道路啓開計画の策定に伴う修正</p>
171	<p>6 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ア <u>地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u> <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p>	<p>6 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ア <u>輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき市が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携するものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
184	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p><u>(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p><u>(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p><u>(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p><u>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u></p> <p><u>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p><u>a パーティション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p><u>b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p> <p><u>c 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>d 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>f 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>g 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>h し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>キ 指定避難所における _____ 感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に _____ 注意を払い、 _____ 常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p><u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p>キ 指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正及び記載方法の整理</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
185	<p>サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>(イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u></p> <p>(ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>(オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p>	<p>サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p>	<p>性的マイノリティの方への配慮を追記及び記載方法の整理</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
186	<p>ツ <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>テ <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>ニ 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ツ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>テ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>ト 必要に応じ、<u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
197	<p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県へ生活必需品の調達・供給を要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県へ生活必需品の調達・供給を要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
198	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用<u>物品及び器具</u>の整備及び訓練、<u>資機材</u>の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 被災地において<u>感染症の発生、拡大がみられる</u>場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>コ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用_____器具の整備及び訓練、<u>機材</u>の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合</u>は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
212	<p>第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>_____下水道施設台帳等(管渠施設、処理場施設等)を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 下水道施設台帳等(管渠施設、処理場施設等)を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p> <p><u>イ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u></p>	<p>実態に即して記載を削除</p>
221	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</p> <p>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県_____に報告するものとする。</p> <p>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県_____等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</p> <p>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県<u>教育委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県<u>教育委員会</u>等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p>組織改正による修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
222	<p>第3 1 節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>道路啓開</u>及び応急復旧<u>  </u>を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>交通規制、道路啓開及び</u>応急復旧を行うとともに<u>  </u>、道路状況を提供する。</p> <p>2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、<u>道路の啓開</u>及び被災道路・橋梁の<u>  </u><u>  </u>速やかな<u>  </u>応急復旧<u>  </u>を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行い、交通の確保に努める<u>  </u>。</p>	<p>第3 1 節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>路上障害物の除去</u>及び応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去、</u>応急復旧を行うとともに<u>交通規制を行い</u>、道路状況を提供する。</p> <p>2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために<u>路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の<u>応急復旧計画を策定し、関係団体と結んだ業務協定に基づき、速やかに</u>応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>  </u>応急復旧を行い、交通の確保に努める<u>ものとする</u>。</p>	道路啓開計画の策定に基づき修正
229	<p>第3 6 節 文教活動</p> <p>(学校教育班、<u>学校保健給食班</u>、文化政策班、健康子ども未来対策部、福祉対策部)</p>	<p>第3 6 節 文教活動</p> <p>(学校教育班、<u>  </u>文化政策班、健康子ども未来対策部、福祉対策部)</p>	分掌事務の整理

頁	新	旧	修正理由・備考								
232	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動<u>等獣医師会と連携し必要な措置</u>を行う。</p> <p>また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。</p> <p>イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p><u>エ 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</u></p>	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動<u>を行う。</u></p> <p>また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。</p> <p>イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>								
238	<p>第41節 災害救助法の適用</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 災害救助法の適用</p> <p>■本市の人口と災害救助法適用基準</p> <table border="1" data-bbox="358 810 797 904"> <tr> <td>人口 (<u>R2</u> 国勢調査)</td> <td>災害救助法 適用基準</td> </tr> <tr> <td><u>154,055</u>人</td> <td>100世帯</td> </tr> </table>	人口 ( <u>R2</u> 国勢調査)	災害救助法 適用基準	<u>154,055</u> 人	100世帯	<p>第41節 災害救助法の適用</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 災害救助法の適用</p> <p>■本市の人口と災害救助法適用基準</p> <table border="1" data-bbox="1205 810 1644 904"> <tr> <td>人口 (<u>H27</u> 国勢調査)</td> <td>災害救助法 適用基準</td> </tr> <tr> <td><u>156,827</u>人</td> <td>100世帯</td> </tr> </table>	人口 ( <u>H27</u> 国勢調査)	災害救助法 適用基準	<u>156,827</u> 人	100世帯	<p>時点修正</p>
人口 ( <u>R2</u> 国勢調査)	災害救助法 適用基準										
<u>154,055</u> 人	100世帯										
人口 ( <u>H27</u> 国勢調査)	災害救助法 適用基準										
<u>156,827</u> 人	100世帯										

頁	新	旧	修正理由・備考
242	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
244	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>キ <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>キ <u>他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
245	<p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	